四　地下水汚染の拡大の防止	一　揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 イ　揚水施設を設置する地点及び当該地点に当該揚水施設を設置する理由 ロ　揚水施設の構造 ハ　揚水施設を設置する方法 ニ　揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去する方法及び当該方法により当該地下水の水質が排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号リ(1)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）又は排出基準（同令第四条第一号ヌ(1)に規定する排出基準をいう。以下同じ。）に適合することを確認した結果 ホ　公共用水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するニの方法により特定有害物質を除去した地下水の水質が排出水基準に適合していること又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除する当該地下水の水質が排除基準に適合していることを確認する方法 ヘ　地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由	一　揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 該当なし 二　透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ　この項の中欄第二号への方法の変更のうち、当該への結果により、目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認できる方法への変更